

屋根雪下ろし費用補助のじ案内

問 高齢福祉介護課(☎651-7789)

しようがい福祉課(☎651-6518)

自宅の屋根の雪下ろしを、個人または業者に委託した費用に対し補助します。

【対象】

次のいずれかに該当し、市民税非課税の世帯で、その他の市税、介護保険料、国民健康保険料および後期高齢者医療保険料を完納している世帯

①65歳以上の高齢者のみの世帯

②身体障害者手帳（内部2級、平衡機能3級、肢体不自由4級、視覚4级以上）、療育手帳A1、A2または精神障害者保健福祉手帳1級を所持している人のみの世帯

③前項②に該当する人と同居している人すべてが65歳以上の世帯

精神障害者保健福祉手帳1級を所持している人のみの世帯

屋根の雪下ろしにかかる費用

【対象経費】

精神障害者保健福祉手帳1級を所持している人のみの世帯

屋根の雪下ろしにかかる費用

【補助額上限】

1万円／回（委託額が1万円を下回る場合はその額）

※屋根の雪下ろしに伴う作業で、雪量が多いため、重機（バケット付）を使用する必要があつた場合の補助上限額は2万円とします。



申込み

高齢福祉介護課（本庁舎1階）
しようがい福祉課（本庁舎1階）
北部振興局福祉生活課

※申請書類は左記窓口にあります。

平成29年度中3回まで（ただし、余区・西浅井地域は4回）

※特に降雪が多い場合は、上限回数を別に定めます。

※申請の際には、民生委員または自治会長の確認を受ける必要があります。

また、添付書類として領収書と現場の写真（作業実施前後のもの各1枚）が必要です。

「コミュニティ活動の推進に一役！」

問 市民活躍課(☎651-8711)

宝くじの助成を受けて、相撲庭町自治会と西浅井地区地域づくり協議会が、コミュニティ活動に必要な備品を整備されました。

この助成は、（一財）自治総合センターが、宝くじの収益を地域に還元するために実施しているもので、今後、さらに地域コミュニティ活動が推進されることが期待されます。



▲可搬式小型消防ポンプ（相撲庭町自治会）



▲イベント用移動式音響機材
(西浅井地区地域づくり協議会)



「12月1日から除雪体制がスタートします」

12月1日から除雪体制がスタートします

問 道路河川課(☎651-6531)

障害者差別解消法とは

平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

この法律は、国や地方公共団体や民間事業者などに対して、しようがいを理由とする差別の解消するため、「不当な差別的取扱い」を禁止することや、「合理的配慮」を提供することなどを定めています。

不当な差別的取扱いの禁止とは

しようがいを理由としてサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることを禁止しています。（例）

○しようがいを理由にスポーツクラブに入れない、アパートを貸さない。
○車椅子であることを理由にお店に入れないと。

合理的配慮の提供とは

しようがいのある人から何らかの配慮を求められた場合には、負担になり過ぎない範囲で、その妨げとなるものを取り除く配慮を行うことが求められます。民間事業者は、しようがいのある人が困らないようになります。民間事業者は、しようがいのある人が困らなければなりません。

段差解消などのため道路に設置している鉄板は、除雪車がはね上げるおそれがあります。事前に道路上から撤去してください。

④道路上の鉄板を撤去

除雪車が通った後、宅地などの出入り口を塞いでしまうことがあります。そ

地区ごとに除雪対策本部を設置し、幹線市道やバス路線、通勤通学・生活重要な路線等を中心に地域特性に応じた除雪を行います。

除雪路線以外の生活道路や消火栓、防火水槽付近は、地域の皆さんで協力して除雪していただきますようお願いします。

除雪車が通れないことがあります。また、接触事故の原因になります。

①路上駐車をしない

除雪車が通った後、溝ふたを開けたままにする事事故の原因になります。

側溝に排雪した後、溝ふたを開けたままで閉めてください。

除雪車が通った後、宅地などの出入り口を塞いでしまうことがあります。そ

れがあります。事前に道路上から撤去してください。

⑤玄関前は各家庭で除雪

除雪車が通った後、宅地などの出入り口を塞いでしまうことがあります。そ



「障害者週間」を存知ですか

問 しようがい福祉課(☎651-6518)

障害者差別解消法とは

の場合は、各家庭で再度除雪をお願いします。

⑥木の枝を処理

降雪時は雪の重みで、竹や木の枝が道路上に倒れる危険性があります。所有している人は事前に処理しておいてください。

⑦道路に雪を捨てない

道路への雪の投げ捨ては、事故や凍結の原因となります。絶対にしないでください。

⑧走行中・作業中の除雪車に注意

除雪車は走行中・作業中とも大変危険です。絶対に近づかないでください。

除雪車が通った後、溝ふたを開けたままで閉めてください。

側溝に排雪した後、溝ふたを開けたままで閉めてください。

除雪車が通った後、宅地などの出入り口を塞いでしまうことがあります。そ

12月の長浜市民献血デーにご協力ください

問 健康推進課(☎651-7779)

【とき】12月9日（土）

【ところ】西友長浜楽市店駐車場

※400mL全血献血をお願いします。

※詳しくは滋賀県赤十字血液センターホームページで。http://shiga.bc.jrc.or.jp/

【受付時間】10時～11時45分

13時～15時30分